

第六十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十三号

昭和四十七年五月二十四日(水曜日)

午後二時八分開会

委員の異動

五月二十四日

辞任

山崎 竜男君

鶴岡 哲夫君

小野 明君

補欠選任

矢野 登君

阿具根 登君

辻 一彦君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

大森 久司君

川上 為治君

剣木 亨弘君

竹田 現昭君

藤井 恒男君

委員

赤間 文三君

植木 光教君

小笠 公韶君

山本敬三郎君

辻 一彦君

林 虎雄君

原田 立君

須藤 五郎君

政府委員

通商産業政務次官

通商産業大臣官房参事官

通商産業省組織雑貨局長

林田悠紀夫君

増田 実君

佐々木 敏君

事務局側

常任委員会専門員

菊地 拓君

参考人

参考人

日本紡績協会専務理事 有田 圓二君  
日本綿スフ織物工業組合連合会理事長 寺田 忠次君  
日本絹人織織物工業会会長 齊藤 勇君  
日本化学繊維協会専務理事 下山 佳雄君

本日の会議に付した案件

○特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森久司君) たいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。  
本日、山崎竜男君が委員を辞任され、その補欠として矢野登君が選任されました。

○委員長(大森久司君) 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本法案について参考人から御意見を承ることにしております。参考人として、日本紡績協会専務理事有田圓二君、日本綿スフ織物工業組合連合理事長寺田忠次君、日本絹人織織物工業会会長齊藤勇君、日本化学繊維協会専務理事山下佳雄君、以上四名の方の御出席を求めております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。参考人各位におかれましては、御多用中のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承り、もって本法律案の審査の参考にしたいと存じますので、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

なお、各参考人にはそれぞれ十五分程度の陳述をお願いし、その後委員からの質疑にお答えいただくことになっておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。

○参考人(有田圓二君) 私、紡績協会の専務理事をしております有田でございます。本日は、委員長の河崎が参上すべくところでございますが、緊急の所用がございますので、私代理として出席をさせていただきます。

商工委員会の諸先生方には、昨年以來、対米繊維問題、あるいはそれに関連する補償救済問題等につきまして、非常にお世話になりました。まことにありがとうございます。この席で厚くお礼を申し上げます。また、本日は、非常に御多忙中のところでございますのに、紡績業の構造改善問題につきまして、われわれ業界の意見をお聞きいただきまして、まことにありがとうございます。

紡績業界を代表いたしまして、紡績業界の現在直面しております問題を御説明申し上げます。現在国会に上程されております特定繊維工業構造改善臨時措置法の二年間の期間延長を含みますところの改正案につきまして、諸先生方の特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

御承知のように、紡績業界は、昭和四十二年度から、現行の特織法に基づきまして構造改善を実施してきたのでございます。すでに基本計画の最終年度であります昭和四十六年度が終了いたしました。われわれの構造改善事業も新たな段階を迎えるに至っております。四十二年度から四十六年度までの五年間に、私どもは、設備の近代化、過剰設備の廃棄、企業規模の適正化という三本の柱を中心として、構造改善の事業を推進してまいりました。そして、この計画で予

定しております近代化設備は、計画当初におきましては全体の一三・五%ぐらいしか近代化しておらなかったのですが、現在四十六年度末ではすでに八〇%をこえたというふうに思っております。生産性をあらわします数字としまして、綿糸の二十番手一コリ当たりの所要人員、これも計画を始めました当時は四・八人ぐらいでございました。しかし、現在では三・一人ということに減少しております。これは紡績業界の非常な昔からのがんばりであったわけですが、構造改善計画によりまして、昭和四十三年度に一括処理をいたしました。プロラタと申しております一律廃棄、任意廃棄、それからそれに関連しましてやりましたスクラップ・アンド・ビルドを含めまして、約百二十万錠というものが廃棄されました。また、企業規模の適正化につきましては、三十五の中小規模の紡績業が参加をいたしました。九つのグループが成立しております。そういうふうな構造改善の対策が着実に進行してきております。

その効果は、近年の――近年と申しますか、一昨年来の景気後退の時期におきまして、確かにあらわれておったということをわれわれは信じております。しかしながら、この間におきまして内環境の変化というものは非常に激しく、当初のわれわれの予想を上回っております。そのため、このまま構造改善事業を四十六年度で打ち切りましたならば、紡績業は国際競争力を失墜をいたしました。せっかく今日まで努力をしてまいりました構造改善の成果が無くなるのではないかと、このことを心配するわけでございます。

内外の環境の変化というものを申し上げます。内外の環境の変化ですが、まず国際環境のほうを見ますと、後進国の繊維産業の発展というものはわれわれの予想を越えて激しかったということはまず言えるのでございます。そのために、わが国の繊維

製品の輸出市場におきまして、後進国との競争が非常に激化をいたしました。だんだんとわれわれのシェアを食われていくということもありました。ところが、また近年は、わが国自体は後進国からの製品がどんどん入ってくるというふうな輸入が急増をしております。現在、綿製品が日本の国内消費で占めております輸入の比率というものは、昭和四十六年度を見ますと一・一％という数字に達しております。アメリカが輸入制限問題を十五、六年前に言い出した当時は、国内消費に對しまして輸入の割合は五・五％でございました。今日われわれの国内で占めております輸入品の割合はその倍でございます。もちろん、後進国との競争ということ、初めから当然予想しておったことでございます。けれども、昭和四十六年の八月からは、後進国からの綿製品に對しても特惠関税が供与されるということになりました。これは全くわれわれの予期しておらない事態であつたわけでありまして。後進国の綿製品というものは、何もなくても非常に競争力が強いわけでございます。先進国に比べますと、特惠関税も何もなくても、非常に競争力が強いわけでございます。したがって、これはわれわれとしましては、特惠関税を適用する場合に例外にしておらないたいということをかねがね強く要望しておりました。おそくなるものと期待をしておったのでございませうけれども、まさにならぬと、これは国策のいたすところであると思ひますけれども、特惠関税が適用されたわけでございます。そういう予期しない事態の発生しましたために、輸入の増加というものは、ことに昭和四十六年度におきまして非常に激しかったわけでございます。そのために、後進国の製品と直接競合する品物をつくっておりますところの中小紡績は、非常に大きな影響を受けております。将来の影響につきましても、非常に心配をしておる次第でございます。

一方また、先進国のほうにおきましては、アメリカはもちろんのこと、西欧主要諸国におきましても、いろいろな形で日本の輸出を抑制をしております。そういう現在抑制されております上に、さらに保護貿易の傾向がだんだんと顕著になってきておる。これは御承知のとおりでございます。その中で、本年の一月には対米繊維輸出に關しまして日米政府間の協定が調印をされました。わが国の米国向けの繊維品の輸出は大幅な減少が予想され、また現実になつてきつてございませう。まあそういうふうな、わが国の繊維産業は、後進国からは追い上げられ、先進国の市場では大きな試練に直面をしております。

国内の環境について考えてみますと、近年労働力の不足ということも背景として、大幅な賃金の上昇が行なわれております。毎年十数％の賃金の上昇がございませう。これは、当初構造改善計画が考えられておりました当時は年率八％ということも予想しておつたのでございませうが、昨年も一六％をこえております。そういう大幅の賃金の上昇によりまして、コストアップが続いておられます。これは企業経営にとりまして非常に大きな圧迫要因となつておるわけでございます。また、労働力の需給の面から考えますと、紡績業のわれわれの会員の雇用しております労働力の約十二万人でございませうけれども、その毎年三分の一を更新しなければいかぬ、その新規雇用というものはここ数年のうちに半減するだろうと、われわれ見通しておるわけです。そういう状態におきましては、一、そう大幅な省力化ということをお願いしてやらなさいかぬということになるわけでございます。それからまた、機械の近代化という面から考えますと、この前特種法が施行されました。構造改善をやつたわけでございますけれども、その当時はまだ考えられておらなかつたところの超近代化設備というものが、この二、三年の間に急速に開発をされて、実用化をしております。そういうものを急速に取り入れるということが必要になつてきています。また、そういう超近代化設備を取り入れるということは、近代化資金の単価というものが非常に上がつてくるわけござ

います。そういうこともいろいろございませうので、今日までの構造改善というものをさらに今後二年間継続をしまして、いまのコストアップというものを抑え、労働力の不足というものをカバーしまして、後進国からの追い上げに對処していかなければならぬというふうな思ひわけでございます。そういうふうな内外情勢の著しい変化がございませうけれども、これに對処しまして、紡績業がこれまで長く生き延びてまいりましたためには、昭和四十七年度以降におきましても、引き続きいまままでのような抜本的な体質強化というものを進めていくことが必要であると思ひわけでございます。幸いにしまして、昨年、繊維工業審議会及び産業構造審議会におきまして、紡績業の構造改善問題につきまして御審議をいただきました結果、構造改善事業のさらなる二年間の延長継続が必要であるという結論がなされて、構造改善法の期間延長、そしてその間に革新紡績の大幅な導入をしまして、面的な近代化を促進するというのと同時に、この構造改善を通じまして、新しい今日の高度の国民生活に對応しますところの消費者志向型の生産・販売体制をつくるということが必要であるという構造改善の答申がなされておられます。われわれ紡績業界といたしましては、このような答申の方向に即しまして、従来にも増して努力をいたしまして、そして業界の今後の発展を期していきたくと思つておる次第であります。幸いにしまして、諸先生方の御尽力によりまして、特種法の延長ということが実現をいたしましたならば、業界は一丸となりまして構造改善事業を推進をしまして、そのたぐいましめ申し上げましたような目的を達成をしていきたいというふうな思つておる次第でございます。

以上申し上げましたようなわれわれの切なる要望と、われわれが当面しております困難な諸情勢を御勘案いただきまして、構造改善のための特種法の延長ということを含みますところのこの改正法の成立に特段の御高配をいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

○委員長(大森久司君) ありがとうございます。次に、寺田参考人にお願いをいたします。○参考人(寺田忠次君) 私は、日本綿スフ織物業組合連合会の理事長寺田忠次でございます。私どもの綿スフ織物業の振興対策につきまして、国会の諸先生から平素格別の御指導と御支援を賜りまして、業界あげて感謝している次第でございます。本日はまた、特種法の改正につきましまして業界の意見を申し上げる機会を与えていただきまして、重ね重ねの御高配に對しまして、まことにありがたく、感謝している次第でございます。つつしんで厚くお礼を申し上げます。私どもの業界の概況を申し上げますと、同業者の数は約一万七千でございます。従業員は約十四万人、同業者の平均規模は十人足らずの実に零細な規模のものでございませうが、業者は主として全国六十三の地域に分散しております。織物産地を形成しております。毎年五十億メートルの生産を行なっております。約一千五百億円の付加価値をあげている次第でございます。

昨年初めごろには、一昨年来の在庫調整がほぼ終わりました。市況にも好転のきざしが出て、喜んでいたわけでございますが、三月には対米輸出の自主規制、八月にはニクソンのドル防衛対策、また十月には日米政府間協定によりまして対米輸出規制の実施など、再三にわたる大きな衝撃を受けまして、この非常事態をどうして乗り切るか、また今後どうすればよいのかと、憂慮にたえなかつたのであります。この窮状に對しては、さつそく諸先生から緊急対策について御高配を賜り、二回にわたる過剰設備の買い上げと、三回にわたる長期低利資金を融資していただくことと相なりまして、この措置のおかげで、私ども中小織物業界は大きな混乱もなく今日に立ち至ることができたのであります。これはひとえに国会の諸先生の御高配のたまものと、業界あげて感謝している次第でございます。厚くお礼を申し上げます。さて、このたびの特種法の改正についてござ

います。そういうこともいろいろございませうので、今日までの構造改善というものをさらに今後二年間継続をしまして、いまのコストアップというものを抑え、労働力の不足というものをカバーしまして、後進国からの追い上げに對処していかねばならぬというふうな思ひわけでございます。そういうふうな内外情勢の著しい変化がございませうけれども、これに對処しまして、紡績業がこれまで長く生き延びてまいりましたためには、昭和四十七年度以降におきましても、引き続きいまままでのような抜本的な体質強化というものを進めていくことが必要であると思ひわけでございます。幸いにしまして、昨年、繊維工業審議会及び産業構造審議会におきまして、紡績業の構造改善問題につきまして御審議をいただきました結果、構造改善事業のさらなる二年間の延長継続が必要であるという結論がなされて、構造改善法の期間延長、そしてその間に革新紡績の大幅な導入をしまして、面的な近代化を促進するというのと同時に、この構造改善を通じまして、新しい今日の高度の国民生活に對応しますところの消費者志向型の生産・販売体制をつくるということが必要であるという構造改善の答申がなされておられます。われわれ紡績業界といたしましては、このような答申の方向に即しまして、従来にも増して努力をいたしまして、そして業界の今後の発展を期していきたくと思つておる次第であります。幸いにしまして、諸先生方の御尽力によりまして、特種法の延長ということが実現をいたしましたならば、業界は一丸となりまして構造改善事業を推進をしまして、そのたぐいましめ申し上げましたような目的を達成をしていきたいというふうな思つておる次第でございます。

ざいですが、わが業界に特に関係の深い部分は、特定繊維布の構造改善期間の二カ年延長というところと振興基金制の創設の二点であると考えますので、この二点について業界の意見を申し上げ、御理解を賜りたいとかように考えるわけでありませう。まず、構造改善期間の延長について申し上げます。私どもの業界は、昭和四十二年から四十六年まで五年の間、特設法に基づきまして、国の大幅な助成を受けて構造改善事業を実施してまいりました。この間の実績を見ますと、設備ビルド額は約四百五十三億円に達しまして、おかげでそれまでの投資実績を上回る設備の近代化をはかることができたのであります。この構造改善事業を実施したところは、一人当たりの生産高におきましても、また付加価値におきましても、顕著な効果をあげているわけでございますが、業界全体から見た場合には、今後なお一そう構造改善事業を拡充実施して企業体質の強化をはからねばならない現状でございます。

繊維品は、日常の衣料品のほか、家庭用品や工業用資材として今後ますます需要が増大する傾向にあります。私どもの繊維業は、この繊維業界の中核となる重要な地位に置かれておりますが、現下の繊維業界を見ると、先進国の輸入制限、発展途上国の追い上げ、労働力不足などの内外諸情勢が予想以上にきびしく激変しておりますので、私ども現に業に携わっている者は、今後、現行の構造改善事業を継続実施して、強い国際競争力を持つようにならなければ、輸出は次第に減退いたします。わが国の国内市場も外国製品に蚕食されることが必至であると、憂慮にたえない次第でございます。しかし、幸いに現行の構造改善事業を完遂することができますれば、わが国のますます増加するであろう国民需要を私どもの手で充足し、さらに伝統の技術を生かしまして、輸出の増加をはかることができると確信しております。

このよう次第で、繊維業の構造改善対策はこの事業が完成するまで継続実施できるようにしていただきたいと思います。が、とりあえずは特

織法改正案の原案どおり二カ年延長をしていただく、お願い申し上げます。

また、二年後以降のことにつきましては、繊維業の重要件と内外諸情勢の緊迫性があります加重されてくる情勢にありますので、業界の振興対策につきましても、引き続き格段の御指導と御高配を賜りたく、お願い申し上げます。

次に、振興基金制度について申し上げます。構造改善事業につきましては、設備のスクラップ・アンド・ビルドのほか、設備開発、商品開発、市場調査、労務対策等の諸事業をあわせ実施することになっておりますが、この事業を実施するにきましては多額の資金を要します。いままでこの資金の調達がなかなか円滑に進まなかつたのであります。このたびの振興基金の制度は、これらの事業が円滑に実施でき得るよう助成しようとするものでございまして、資金力の乏しい繊維業界としては、この基金に大きな期待をかけているわけでありませう。この見地から、私どもは、業界から拠出すべき出捐金については、相当額の出捐をする覚悟をきめております。どうかこの事情もごしんしゃくありまして、この制度の創設につきまして格段の御高配を賜りたく、お願い申し上げます。

この制度の創設にあたりまして、四十七年度の政府からの出資は十億円と承っておりますが、この政府出資は今後毎年継続実施して、最終的には政府出資額が私ども民間出捐金を上回るものとなります。また、業界からの出捐金は、政府の出資金と合わせて業界の振興事業助成に充当される性質のものでありまして、業界としては出捐することの責務を自覚して、苦しい経営内容の中から、拠出するものでございませう。この出捐金の税法上の取り扱いについては、非課税の措置を講じていただきたいと、あわせてお願い申し上げます。

意見並びにお願い申し上げます。以上のおおりにございませうが、私ども中小繊維業界の事情を

御賢察賜りまして、中小繊維業界が一日も早く法改正の恩恵を受けることができませう、国会におきましてぜひとも法改正を実現していただく、特段の御高配のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長(大森久司君) ありがとうございます。

次に、斉藤参考人にお願いたします。

○参考人(斉藤勇君) 私は、たゞいま御指名にあずかりました日本絹人織織物工業組合連合会理事長斉藤勇であります。平素、業界の振興に関しましては、諸先生方の格別の御配慮と御尽力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

まず、業界の概況を申し上げますと、企業数は二万七千二百企業でございます。織機台数は本年三月末で二十五万八千台、労働者数は同じく三月末で十七万九千名、したがって、一企業当たりの織機台数は九・五台でございます。労働者数は六・六名でございます。生産高は、昭和四十六年で、絹織物が二千五百一十八億八千九百九十九円、人絹織物が五百六十三億九千九百九十九円、合計で四千五百五十三億七千七百九十九円、そのうち輸出高が、絹織物が四千七百七十七億二千九百九十九円、人絹織物が一千六百六十六億二千九百九十九円、合計で六千四百四十三億七千七百九十九円、合計で一千二百六十六億二千九百九十九円でございます。

御高承のとおり、米国向け繊維製品の輸出規制問題は、米国の執拗なる要求に屈しまして、昨年七月一日から業界の自主規制に踏み切りました。米国の飽くところない要求によりまして、ついに政府関取きめによる規制に切かえられまして、昨年十月一日から実施に入っております。その間、政府におかれましては、これが特別救済対策として、過剰設備の買い上げ廃棄の助成と長期低利資金の融資との手厚い施策を策定されまして、目下その実施に移されておる次第でございます。これら施策の効果は、昨年来の経済環境の著しい変化に対処しまして、業界の構造改善の推進

に寄与するところまことに大なるものがあると思っております。これを基盤といたしまして、将来の安定発展のため一そうの努力をいたす覚悟をいたしております。ここに、今回の特別措置に對し、国会の諸先生方に深く感謝の意を表する次第でございます。

次に、絹人織織物業の構造改善対策につきましては、これまで諸先生方の特別な御配慮によりまして、旧態依然たる単純労働集約的産業から脱皮いたしました。国際競争力を備えた近代的な産業として再生することを根本的目標といたしております。昭和四十二年度に出発して以来、各産地におきまして積極的に実施してまいりましたが、その実績を見ますと、ビルド総額につきましては、当初計画は五百二十七億七千六百万円に對しまして、昭和四十二年度から四十六年度までの実績は四百四十二億五千三百百万円、その達成率は八三・九%でありまして、設備構造の改善に寄与するとともに、企業集約化の意欲を高めておる次第でございます。

さらに、付加価値額は、四十一年度から四十五年度までに計画を上回る伸長を遂げておりまして、輸出につきましても、数量、金額ともに計画を上回る上昇となっております。

また、一人当たりの物的生産性につきましては、昭和四十一年度から四十五年度までに計画を上回る上昇を実現し、次に一人当たりの付加価値額も同様大幅に計画を上回っております。

また、導入された織機の機種別構成を見ますと、構造改善事業の進展によりまして織機メーカーの設備開発意欲がとみに盛り上がり、高性能の設備が開発されましたため、超自動織機の導入比率が大幅に高まっております。

上述のように、構造改善事業は、相当の成果をあげておりますが、当初構造改善計画を策定した時点に比較いたしました、内外の経済環境の著しい変化、特に一般物価上昇の傾向と設備の性能の向上を反映いたしました導入機械設備単価の大幅な上昇、当初計画を上回る賃金の上昇、企業の零

細過多性の改善、生産技術並びに商品開発の進展もいまだしの感が強うございまして、むしろ問題は、今後その深刻さは一そう増加してくるものと考えられます。

したがって、前述の著しい環境の変化と過去の構造改善事業の経験に立脚した新しいビジョンを作成いたしました。これを實現し、織布業の構造改善事業の当初の目標をぜひとも達成いたしたいので、最小限二年間の期間延長を含む特設法改正案の成立を業界をあげてお願いを申し上げます。以上で終わります。

○委員長(大森久司君) ありがとうございます。

最後に、下山参考人にお願いたしました。参考人(下山佳雄君) 私、たゞいま御指名がございまして化学繊維協会の専務理事をいたしております。山下でございます。

日ごろ諸先生方に一方ならぬお世話さまに相成っておりまして、まことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。また、本日は、この特設法の一部改正法律案が審議されるにあたりまして、われわれ業界の意見を御聴取いただく機会を得ましたこと、またこれも厚く御礼申し上げます。

さて、御高承のとおり、織布業の構造改善につきましては、一昨年の十二月、また紡績業の構造改善につきましては昨年の九月、それぞれ、繊維工業審議会、産業構造審議会の答申がございまして、これに基づいて主としてこの法案が作成されておるわけでございます。特に、この紡績織布の構造改善の期限が六月末で切れるわけでございますので、ぜひとも今国会におきましてこの法案を成立させていただきたい、ますもってこれをお願いを申し上げる次第でございます。

ただ、この繊維工業審議会におきまして審議されました当時と比較いたしますと、その当時の想像以上に、その後この繊維工業を取り巻く環境がきわめて悪化しておるわけでございます。まず第一に、対米繊維の輸出規制につきまして政府間協

定が結ばれたわけでございまして、その後、これがいろいろな形におきまして、たとえばカナダ、臺灣、その他の地域におきまして、連鎖反応を起し始めております。また、この日米繊維協定が、極東諸国からの対米の輸出規制に関する協定、これが同時に結ばれたわけでございまして、そして、この極東諸国への輸出というものがまた非常に打撃を受けておるという実情がございまして、さらにまた、こういう対米輸出というはけ口がなくなりまして極東諸国から日本に対します輸入が、漸次激化してまいるといふ事情もございまして、最後にまた、これが将来多国間協定に進むのではなからぬ不安が非常に強く業界人の中に不安として残っておるわけでございまして、このような問題のほかに、また昨年末に一六・八八%という円切り上げが行なわれたわけでございまして、この率自体が想像以上に高かったわけでございまして、しかも、今日外貨は、その後もどうもたまる一方のようでございます。

この為替レートにつきまして絶えざるこれがまた不安にさらされておる、こういう状況がございまして、どうも私も業界から拝見しております。と、こういう為替レートの問題、外貨のたまり方の問題に対する政府の動きが、全体としてどうもきわめて遅々としておるのではないかと、こういう感じを非常に強く持っておるわけでございまして、新聞によりますと、この外貨減らし対策というものもまた進められておるようでございますけれども、おそらくこれで十分だとは言えないだろうと思つておる。まあ業界としては、こういう動きをやきまきしなからなめておるといふのが実情でございます。従来、繊維産業というものは輸出産業として非常に高く評価されてまいりました。

輸出の割合も繊維全体といたしまして三割強、化合織にとつてみますと四割を占めております。繊維産業というものは、今日までそういう構造でございまして、現存大きくゆらいでおるといふ

実情にございまして。平価調整とそれに続きます円高の基調によりまして、輸出採算は極度に悪化しております。しかも、量的な圧力が輸出価格の引き上げを困難にしておるといふ事情もございまして、いまこういうような影響を真つ正面に受けておられますけれども、これは当然化合織メーカーだけで済むものではないと思つておる。今後これがどうも全繊維産業に影響が波及することを私はおそれるものでございまして、このように、日米の繊維協定に端を発しました多国間協定の動き、あるいはまた通貨不安と、こういうような将来に控えております大きな不安が解消してくれないことには、どうも実のところどうにもならないことには、

この辺で将来の繊維産業のあり方というものをもう一度じっくり検討してみることがあるんではなからうか。あるいはまた、ことばをかえて申し上げますならば、繊維産業の長期ビジョンというものをこの際お役所が中心になって立ててみていただく必要があるのではなからうか。繊維産業にとりまして、問題が終つたのではなく、むしろまさにこれから非常にむずかしい問題が出てくるかと思つておるわけでございまして、で、こういうような将来の繊維産業のあり方につきまして全般的な見直しと申しますか、そういうものをいたしましたときに、あるいはもう少し施策の重点の置き方を変えらるか、あるいはまた新しい何らかの施策を打ち出すとかいうことがやっぱり必要なのではなからうかという感じがするわけでございまして、けれども、じゃそれまで、そういう繊維産業のあり方を検討し直すまで、当分の構造改善をストップしたらどうか、こういうようなあるいはお考えをもし持たれるとすれば、これはたいへん誤解でございます。今日まで政府がおとりいただきまして繊維に對します緊急措置、これを含めまして考えてみますると、過剰設備の買い上げとか、あるいはまた設備の近代化融資とか、あるいはつなぎの運

転資金融資とか、とにかく今日において考えられるものは全部一応そろえてやっていたらいいわけでございまして。現在の段階では、まずせつかく政府がこれだけの努力をして進めようとしておられると、その必要かと思つておるわけでございまして、その意味におきまして、今後まあ何を考えるにいたしまして、またたいていま上程されておりますこの法律が早く国会において成立していただきまして、そしてこの構造改善を進めていただくということが必要かと思つておるわけでございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) ありがとうございます。

以上で参考人の意見の陳述は終わりました。参考人の方々に對して質疑のある方は順次御発言を願います。

○委員長(大森久司君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、小野明君、鶴岡哲夫君が委員を辞任され、その補欠として辻一彦君、阿具根登君が選任されました。

○山本敏三郎君 下山さんにお伺いしますけれども、すばらしいところをお突きになったと、すばらしい点を御指摘になったと思つてますが、先ほど言われたように、問題が終つたのではなしに、これから始まる、私は繊維産業の問題はそれとおりに思つておる。しかし、もう一歩進めて考えていただきたいのは、農業関係では役所の言うとおりにやると失敗するといふことばがあるんです。私は中小企業においても今後そうではないかと思つておる。というのは、五年前の構造改善を取り上げるとき自体、実は日本経済の変質していくことに対して役所はきわめてかたい考えを持っておつた。実は昭和四十三年から日本の貿易構造はもう変わり始めたんです。明らかに、結果から見れば、日本の貿易構造は四十三年から変わつて

四



○辻一彦君 私はひとつ、各参考人にそれぞれ御意見を伺いたい。

一つは、この二年間構想を延ばすということですね、これはお話のように何とかして延ばさなくちゃいけないと思います。その場合——私も冬から春にかけて五、六軒この調査に歩いたんですが、片方で織機を買い上げている、政府が金を出して、これが第一。片方で無登録——無籍といいますが、簡単に言うことやみ織機と言われていますが、これがかなりふえている。これをどうするかというところが、これを二年延期するにしても非常に大事なことで、特にこれについての対策がかなりしつかりしないと政策的な効果がどうもあらわれないというように思うわけなんです。なかなかこれは言いにくいこともおそろくあると思う。私の手元にも、これをしつかりやれというのと、それから無籍もの組合というのできて、都合のいいときには固定資産税も地方自治体の所得税もみんな納めたと、ぐあい悪くなったら締め出すとは何事だという、こういう意見もあるのです、なかなかむずかしいと思いますが、しかしむずかしくても、これに対して何らかの有効な対策を立てない限り、どうも政策的な効果が出ないと思うんですが、これについて、それぞれの立場もあると思えますが、差しつかえない範囲で聞かしていただきたい。これは御発言いただいた順番に、有田さんのほうからずっと寺田さん、斎藤さん、山下さんと御意見があれば、まあ紡績の場合はちょっとあれでしょうね——それじゃ寺田さんと斎藤さん。

○参考人(寺田忠次君) ただいま御指摘いただきました、無籍、無登録織機のことでございます。仰せのとおり、たいへんまあ、いまま、役所から試案なるものが出ておまして、これにつきましていろいろ検討もさしていただいているわけでございます。無登録織機の問題、非常に重要でございます。最も重要な問題でございます。これをどうするかということにつきまして最も真剣に考えなきゃならぬわけでございます。で、私は、私

ども工業会の組合の各産地の状況をよく承りまして、産地産地によりまして意見もまだまちまちでございます。そこで、どうあっても私どもの最も大切なことは団結でございます。それでございませうので、その団結を解くと、破壊すると、崩壊させるといふようなことがあつてはいけませんので、これを第一に考えまして、そうしていまお現在は無登録織機の調査中でございます。役所の指示を得まして調査中でございますので、これができ上がりましてからおむろに、よくそういつたことを、最も円満な解決方法をしまして、あくまでも分解はさせないという方針を進みたいと、こう思っておりますので、ただいまのところまだ各意見もまとめておりませんけれども、かようなういつたことで御了解いただきたいと、かように考えます。

○参考人(斎藤勇君) ただいま綿工運の寺田理事長が申し上げましたとおりの状態でございまして、私の村でも賛否両論がございまして、非常に慎重に議論はいたしておりますけれども、両方に理屈があるように思っていますので、この処置につきましてもお役所はじめ非常に御心配をかけておりますけれども、まず、いま実態調査をして全体の状態を把握をしましてから少し時間をかけて、やはり組織の崩壊をしないよう、また正直者がばかみないような政治を何とかひつつやっていたらいい、また私どももそういう名案をひつつ見たい、いまのところ寺田さんのお話のような状態でございますので、御了承願いたいと思っております。

○辻一彦君 まあ、これはたいへんむずかしいので、あんまり聞くのもどうかと思えますからあれですが、これは何とか、確かにまあ正直者がばかをみちやいかなしい、組織の点も大事ですから、そういう点を考えながら何らかの対策を立てないで、どうもせつかく国が、また民間の皆さんが自分で負担をされてやっていたら、この構造政策が、ある面では片方からしが抜けていくということになるんで、考えなければいけない。しか

し、あんまり立ち入ってお伺いするのも、非常に皆さんも内部にそれぞれの御意見も持っております、まだ整理がつかない段階でありますから、これはまあこれ以上はあんまり聞けないと思えます。それからもう一つ寺田さんにお伺いしたいんですが、あれども、振興基金で業界が出資される、それに非課税の措置をとれということですが、いまはかの県でも、こういう中央のこれに準じてやはり基金制度をつくって、そして取り組もうというような動きがあるわけですが、そのいまの御要望の中にも、各県において行なわれるそういうような基金に対して非課税の税制上の措置をとるようになつてほしいと、こういうことであるのかどうか、そこらを含んでいるのかどうか、ひとつ。

○参考人(寺田忠次君) 各府県のことについては、私いとお願ひしておりますことは、含んでおりません。

○辻一彦君 各県でこういうような実態があるかどうか、もしあつたらひとつ伺いたいと思えます。

○参考人(斎藤勇君) 実は、各府県にも、みずから業界から拠金をいたしまして、政府が出していただいたような金と合わせて前向きな金を積み立てていこうという意見がございまして——実は私は福井県でございますが、福井県でも立案しておりますのでございまして、税法上の問題がございまして、ちょっとまあ様子を見送っておるような状態でございますので、いま寺田さん、含まぬとおっしゃいましたけれども、含めていただければ非常にけっこうでございますので、ぜひひとつよろしくお願ひを申し上げます。

現在の従業員を、年々三分の一更新していかなければならないけど、将来の展望として、ちょっとお話があつたが、聞き取れなかつたんです。それが一つと、それから四十七年度の紡績の買い上げの問題ですね。これについての、まあ新聞紙上では大体割り当ての四倍ぐらいの希望があるというふうに承つておるわけなんですけど、もう全部業界として手元に希望を把握されておるかどうか。まあ四倍というところになると、これは総ワケ予算というものは大体固まつておるわけなんですから、まあ他の部門からシフトするか、あるいは次年度に繰り越すか、追加予算を組むか、いずれかの方法しかこれはないわけなんです。その辺の見通しをどういうふうに業界ではお持ちか、ちょっとお聞きしたい。

○参考人(有田田二君) 藤井先生の御質問の初めのほうの、労働力の需給でございます。これは、私はきわめて大きな数字を申し上げたので、藤井先生よく御存じだと思えますので、こまかい点は間違つておるかも知れません。大体、私どもの会員の紡績、兼管織布を含めまして、十二万人おります。いままでそれを大体四万人ぐらいずつ新規に採用して更新しております。ところが、いろいろ労働層や何かの見通しを考えると、これは年に七%とか五%とか減っていく。これを見ておると、ここ数年のうちにその減り方もだんだん加速をしておりますので、私は数年のうちに——数年というものは、五年ないし七年のうちに新規更新というものはその半分ぐらいしか採れなくなるんじゃないかというふうな考えで、非常に心配しておるわけでありまして、それはまあ、そういうことを何とか省力化によってカバーをしていくということでございます。こまかい数字は間違つておるかも知れません。

それから、あとのおっしゃいました買い上げの問題でございます。これはわれわれ率直に申し上げて、ある程度初めその見通しを誤つておつた、それほどたくさん買い上げ希望が出ると思つておらなかつた。ところが、いざ予算がつきまして

買い上げの希望をとりましたところが、われわれのほうだけで約七十六万鍾という希望が出たんであります。しかも、それを一応締め切りましたあとでも、まだまだそういう希望が続きそうなんであります。そういう状態でございます。これは、そういうことでは、予算の——先ほど四倍とおっしゃいましたけれども、三倍はこえておるんじゃないかと思ひます。三倍ということになりますと、どうしてもその三分の一に何らかの形で削らなければいかぬ、これは非常にむずかしい問題です。中には、ほんとうにその仕事を全部やめて、脱本業で転産業をしようという人がだいたいあるわけなんです。そういう真剣な希望がございます。といって、それだけ取り上げますと、ほかに、自分の持っている設備を半分廃棄しまして、残った半分もこれはまあ廃棄をして新しいものと取りかえたいという人もあるわけでございます。出て行く人を救うべきか、これから残って非常にまじめな近代化をやりようと思っている人を救うべきか、非常にむずかしい問題でございます。簡単にこれは言えないわけでございます。

そこで、いま役所のほうで調査票を出していただきました。実態調査の票をいま集めて中々でございます。それが集まりましたら、今度はこれを現実とその工場へ行きまして実態調査をしてみようかと、そしてどういう方法でこれを削るかということも考えなければいかぬ。これは、お役所のほうとも協力をしまして、三分の一にすることでございますから、なかなかみんなが満足するわけにいきませんが、おそろくみんなが不満になると思ひますけれども、なるべく公平にして、しかも構造改善の目的に沿った方向に進まなければいかぬというふうな思ひしております。

それから、後段でおっしゃいました、これじゃどうにも三分の一にはなりません、もうちょっとこれを予算をふやしていただく、追加をしていただく、あるいはほかで余ったものを回していただく、そういう問題は当然考えなければならぬ。それと合わせてその三分の一に削るということを

考えなければいけない。これはわれわれも状況いろいろ考えまして、適当な時期に再び政府、国会等にお願ひをしなければいかぬというふうな考えまして、これも、いまの調査の結果によりまして、ほんとうにどれだけのものが余るのか、あるいはいまだ出ております七十六万のほかにまだ希望があるのかないのか、そういうことをひとつ的確につかみまして、そしてさらに御要望申し上げたいと思っております。その節はまたよろしくお願ひいたします。

○藤井恒男君 これは、寺田さん、斎藤さんにお聞きしたいんだけど、四十六年度の百三十億の買付けですね、こいつがずいぶんおくれおてるわけなんです。破綻が終わるのは六月末ごろだということになるわけですね。そうすると、四十七年度分の買付けというのが実質上それより以降に繰り延べられていく。そうなると、現実に転産業を余儀なくされている企業というのはたくさんあるわけなんだけど、この失業者対策ですね、たとえば一時金を支給する、あるいは手帳を交付する、これが契約の前年一カ月というところになっておるわけですね。現にもう本来四十七年度の買上げが年度当初から行なわれていけば、四十七年度の事業計画に沿ってこの問題を労働者救済対策として前回法案がきまっていた形で処置していきけるわけなんだけど、これがこう、うしろにずれ込んでいくために、せつかくあいつたいい法案ができたにもかかわらず、これ活用できない、こういう点を私どもこれはむしろ従業員の方から見るのです。また、中小の企業者のほうから事業計画が立たないというのを聞くんだけど、実態として、そういう点についてどのように処理されておるのか、あるいはどういった考え方を持っているのか、どなたでもけっこううだけども、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(斎藤勇吉) 実は、この過剩繊維の買上げにつきましては、綿スフ系統と絹人織系統と二つに分かれておまして、ほとんど今年度の過剩繊維の場合には綿スフ系統でございます、私の

ほうは、最初の予定よりだいぶ減りまして、そして転産業という企業はほとんどわずかでございまして、いま先生おっしゃいましたような、その労働者のトラブルはほとんど起きておりませんのです。こういう人手不足の時代でございますから、転産業はスムーズに全部できております。賃金の問題、失業保険の問題につきましても、それぞれ個々の企業で解決していると思ひまして、労働者の組織のほうから上の組織へ上げてトラブルを起して困っているという事例をまず聞いておられませんので——具体的に何かありましたらまた調査をいたしますけれども、それから、綿工連のほうにいたしましたも、おそろく、中小企業が主体でございますから、まとめて何百人と失業したというふうなことはございませぬ。かりに五人や十人の労働者がありましたも、全部その付近で何かに吸収しておるといのが実情ではないかと私は考へております。

○参考人(寺田忠次君) 綿スフにおきましては、現在は契約ベースで処理しているわけでございます。今後におきましては、労働省と通産省の確認で処理していただきたい、かように考へておるわけでございます。どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

○藤井恒男君 契約ベースを両省の確認に変えてほしいというわけですね。  
○参考人(寺田忠次君) はい、そうでございます。  
○藤井恒男君 契約時点じゃなくて、確認時点ということですね。  
○参考人(寺田忠次君) はい。  
○原田立君 私、全然しろうとなもので、的はずれになるかもしれませぬけれども、お答えいただけますか、よろしいと思ひます。

がございました。私も当然そうであろうと思ひます。例は、農業問題等にしても、いわゆる過保護的な農業では国際競争に立ち向かっている、そういうために、何らかの国内農業に力をつけなければいけないと、こういう議論あるわけですね。それと同じように、やはり繊維業界におきましても、国際競争力というものを十分つけていかなければ、それこそ取りおくれ、取り残しにされていってしまうだろう、こう思ふんです。それで、先ほど山本委員から、業界自身でもしっかり考へておやんなさいと、こういう話があった。私ももともとどかと思ひます。

それで、民間あるいは業界として、どのように力をつけていこうと、こう考へているのか、これがまず一つ。  
それから、長期ビジョンの必要性を下山参考人言われたのですけれども、業界自身でそういう考へを持つてある程度まとまったものがあるのかどうか。それから、当然力をつけていくというためにも、省力化というふうなことになるでしょう。先ほどどなたかのお話で、以前十六人ぐらいであったのが現在は三・一人であるというふうな数字のお話がありました。設備の近代化、省力化等々になっていく。そうすると、業界自身がずっと今後伸びていくために必要労働力というのをどのくらいラインでお考へにならなければならないのか、省力化といつてあまり少なくして規模を小さいものにしていけばまたつぶされるでしょうし、あまり大きいとまた今後の輸出問題というところで悩みも出てくるのだらうと、こう思ふんです。そういう内外の情勢に対応して、このぐらいのものほぜひ必要労働力として確保していききたいと、こういうふうな基本的なものがお考へがあるのかどうか。現状でよいのか、悪くなるのか、あるいは失業する数が少なくなっていくのかと、まあこういうふうな問題です。ちょっととばく然とした質問のようでありませぬけれども、お考へがありましたらお聞きしたいと思ひます。

○参考人(下山佳雄君) 先ほど先生のほうから



と、それから輸出の先がなくなるということでございますので、かりに参考的に申し上げますと、五百億、三百億という構造改革資金をきょうまで使われていたのですが、今後もしそういう予算が取ることができたら、そういう金で中小企業が、南米なりあるいは北米なり、業者みずから移住したほうがいいと思っております。それで、南米なら南米、北米なら北米、あるいは東南アジアでもまだまだ衣料が足らぬのですから、日本の熟練した中小企業と熟練した労働者が行ってやれば幾らでも生きる道があると思っておりますが、一番繊維産業困っているのはやはり資金の問題でございますので、そういう国の資金を使わせてもらいますので、そういう国の活路は見い出せ、そういうこともひとつ考えて長期ビジョンを立てたいというふうに考えております。つい最近も、寺田さんは、南米チリですか、どこかへ設備ごと行って、現地で繊維業をやるといふ時代に、戦前もございましたけれども、いままた、そういう時代になりましたので、どうか、えらい陳情大会になってたいへん申しわけございませぬが、そういうこともひとつ国の力で考えてもらって、私ども大いにやるべきである、そういうような時代に到達したと考えておるわけでございます。

それから、辻先生の準備機に対してもっと構造改革をやらなければいかぬという御説は、これは業界は常に陳情いたしておりますけれども、最初のビジョンが準備機と織機本体とがある程度つり合いがとれないというお役所の計算もございまして、私どもそれを痛感しておるわけでございますが、最近特に付加価値をつけるために準備機の構造改革に力を入れたいと思っておりますが、もう残り二年になりましたので、この間予算もそうたくさんございませぬし、議論している間に時間が経過するといふふうないら立ちを感じているような次第でございます。できましたら予算ももっとちょうだいいたしまして、準備機もやりたい、そしてこの資金でもって海外へもどんどん行きたいとい

う業者の希望でございます。

○山本敬三郎君 先ほど下山さんから、おこられたと言われたんですが、そうとっていただければ実は困るのです。私自体のほんとうの考え方は、政府というのはやはり選挙の上になり立ちますから、きわめて保守的な性格を持っておりまして、それから官僚制度というのは、これはもう本来非常に保守的なものなんです。そこに依存してまいりますと、対応のし方を失敗して、皆さんがかえってお困りになる結果になるのではないかと。そこで、やはり各企業が盛んにこのごろ脱本業とか多角化等をやってきておられますし、また石炭の例を見ましても、古いものに依存した人はかえって結果は気の毒な結果になっておられるという例もあるわけなんです。そういう点を考えまして、官崎さんからも何回もいろいろ伺ったんで、官崎さんからは、紡績業界全体としてやはり発想を変えていかれる、逆に民間がイニシアチブをとって政府なり役所を引かすっていくくらい、そういう考え方が必要じゃないか。たとえは、再び円切り上げのおそれがあるといわれますけれども、昨年の円切り上げのときの政府の姿勢というのは非常に硬化化している、変化に全くなじまない。現在の七項目も、これがなかなかやれない。圧力団体もありまして、それから、やれない。そういうものだけに依存していると、業界自体が本来あるべき地位までも失っていくというふうなおそれがあるんじゃないか。そういう意味で、民間が自主的にやっていたく意欲を持っていただきたいということを私のほうからお願したいのです。決しておしかり申し上げたわけじゃないですから、この点どうぞ御理解をいただきたい。御答弁は要りませぬ。

○参考人(寺田忠次君) 先ほど辻先生からお話がございましたが、実は産地のビジョンというところにつきましても若干参考のために申し上げますが、要するに、構造改革をしていない織機につきましては、大体一カ月一台の織機の上がりが、生産性というものが、現在三万五、六千円から四万円というところになっておるのがあります。それから構

造改革をいたしましたものになりますと、優秀なものになりますと、十万円内外、十一万円ぐらいいってるところがございます。そういうふうな差異がございますので、各産地ともに、そういうふうな差異を、つまり零細企業なら零細企業なりにふさわしい生産性をあげたい、付加価値を大ならしめたいということ而努力しているわけでございます。それがいまの構造改革をぜひ実現していただきたいという考え方の一つでございます。それで、それがやはり各産地のビジョンとして成り立っているわけでございます。

その次に、なお私どもが一番心がけておりますのは、流通部門の改革、開拓、こういったことをするために、ぜひとも、先ほどの振興資金でございますが、こういったものをおふやしいただくということが最も適切なこととございまして、あれによりまして私どもは大いに今後開拓をしていきたい、こういうふうな考えでございます。

○藤井恒雄君 先ほど下山さんから通貨不安のことについてお話があったのですが、輸出依存度が一番高いのは化学繊維——化学繊維の先物について大体どれくらいでいま契約されているか。これは品種によってだいぶ違うし、仕向け地によっても違うわけですね。概略、いまの三百円ですか——に對してどれくらい上がっておりますか、聞かしてもらいたい。

○参考人(下山佳雄君) これは、私自身商売しておりますものでございますから、ただうわさでございませぬ。うわさでは、前は二百八十円とか九十円とか言っておりましたけれども、最近はおもつとまた下がった。二百七十円台というふうな話も聞いておりますし、これがほんとうであるかどうか存じませぬけれども、とにかくそういうふうなうわさが出るだけでも非常に不安でございます。

○参考人(下山佳雄君) といううわさが出ておる。全部じゃないと思えますが、中にそういうふうな話があるんじゃないかと私思うのでございます。

○委員長(大森久司君) 参考人に対する質疑は、この程度にいたします。

参考人各位には、御多忙中御出席いただき、また貴重な御意見を拝聴させていただきました。まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

次回は明二十五日午前十時二十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、石油パイプライン事業法案反対に関する請願(第二一九九号)

第二一九九号 昭和四十七年五月十八日受理

石油パイプライン事業法案反対に関する請願

請願者 千葉市稲毛海岸一ノ四稲毛海岸第二住宅自治会内 在川広幸外五名

紹介議員 田 英夫君

石油パイプライン事業法案に反対である。

理由

一、公共性を持たない石油事業者に、その利益追求のための土地収用権を付与するものである。

二、石油パイプラインの事故は現代技術で防ぎ得ないものであるにもかかわらず、保安距離等を考慮してないので、沿線住民の安全は保障されない。

三、新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプラインを、人口密集地に埋設する計画は、沿線住民の生命財産を危険にさらすことを容認するものである。(資料添付)



第九部

商工委員会會議錄第十三号

昭和四十七年五月二十四日

【参議院】

昭和四十七年六月十四日印刷

昭和四十七年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H